

肥料価格高騰対策事業
取組実施者（農業者グループ）の皆様へ

令和5年5月1日現在
宮城県農業再生協議会

国が実施する「肥料価格高騰対策事業」につきまして、宮城県として以下のとおり申請事務を進めることとしますので、御協力くださいますようお願いいたします。

また、県では「みやぎの肥料価格高騰対策事業費補助金」として、国が実施する「肥料価格高騰対策事業」（上昇分の7割）に上乗せ（上昇分の1.5割）して補助します。「みやぎの肥料価格高騰対策事業費補助金」は「肥料価格高騰対策事業」とあわせて申請していただけます。

<支援額＝上昇分の7割（国事業）＋上昇分の1.5割（県事業）>

※秋肥申請分については、すでに提出いただいている申請書類で対応しております。

1. 申請スケジュール及び申請書類

(1) 申請時期

① 1回目申請（秋肥分） 終了しました。

（対象期間：令和4年6月1日から令和4年10月31日まで）

春肥分申請時に秋肥分を申請することも可能です。

その場合は、申請書類のうち「様式1-1号別添」及び「化学低減計画書」については春肥申請分と分けて提出してください。

② 2回目申請（春肥分）

令和5年7月31日（月）まで

取組実施者（農業者グループ）→宮城県農業再生協議会（以下、県協議会）へ提出【必着】
※農業者から取組実施者へ提出する化学肥料低減計画書及び注文票等（対象期間：令和4年11月1日から令和5年5月31日まで）の受付開始日や締切日は、各取組実施者において設定してください。

(2) 申請書類

（取組実施者作成書類）

① 取組計画書の承認申請書【様式第1-1号】※新様式に変わっています。

② 参加者名簿【様式第1-2号】※新様式に変わっています。

③ 「肥料の品質の確保等に関する法律」（肥料法）に基づく肥料の確認について【別紙】
（農業者作成書類）※参加者名簿の順に農業者ごとに④と⑤をセットで並べてください。

④ 化学肥料低減計画書【参考様式第1号】

⑤ 所要額の算出根拠となる証拠書類（写しでも可）

※どの肥料が算出の対象となるのか分かるように注文票等や一覧に印を入れてください。

- ・ **予約注文したもの**：**注文票+請求書** 又は **注文票+領収書**
※一覧等で提出する場合、様式等については事前に県協議会に確認してください。
- ・ **対象期間内に予約注文なしで購入したもの（当用買い）**：**領収書（レシートでも可）** 注1
注1：領収書やレシートで**肥料の名称等が判断できない場合は肥料袋の写真（表・裏）を添付**すること。
- ・ 同一世帯で農作物の販売者と伝票等の氏名が異なる場合は、同一世帯であることが分かる書類（住民票等）を添付してください。

（取組実施者が農業法人の場合）

参加者名簿（様式第 1-2 号）に構成員や従業員（5 名以上）の氏名を記載してください。

<参考 Q&A3-5>

Q.農業法人は、単独で取組実施者になれるのか。

A.事務負担の軽減等の観点から、基本的には、農業法人であっても他の農業者と同様に農協や肥料販売店などでまとめて事業にグループ申請していただくことを考えております。

ただし、他の農業者とグループを構成して申請することが難しい場合であって、**農業法人において農作業に従事する構成員や従業員が5人以上いる場合は、単独で取組実施者となり申請することも可能**です。

（3）提出先：宮城県肥料価格高騰対策事業事務局

郵送又は直接の送付が必要なもの		データでの送信が必要なもの	
①	取組計画書の承認申請書【様式第 1-1 号】 <small>注2</small>	②	参加者名簿【様式第 1-2 号】 ※Excel データ
②	参加者名簿【様式第 1-2 号】<1 枚>	⑤	所要額の算出根拠となる証拠書類（一覧にした場合） ※可能であれば Excel データ
③	肥料法に基づく肥料の確認について【別紙】 <1 枚>		
④	化学肥料低減計画書【参考様式第 1 号】 <農業者ごと> <small>注2</small>		
⑤	所要額の算出根拠となる証拠書類<農業者ごと>		

<取組実施者は県協議会への申請書類一式の写しを保管してください>

提出先：宮城県肥料価格高騰対策事業事務局

住所：〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 - 1

電話番号：022-211-2845

※提出先については、今後変更の可能性あります。

メールアドレス

miyagi-hiry@pref.miyagi.lg.jp

注2：**春肥分と秋肥分の両方を申請する場合**は、申請書類のうち「様式 1-1 号別添」及び「化学低減計画書」についてはそれぞれ分けて提出してください。

2. 留意事項

(1) 支援金の対象となる肥料の確認について

- ・支援金は、肥料法（肥料の品質の確保等に関する法律）に基づく肥料を対象としています。（化学肥料に限定していません）
- ・別紙『「肥料の品質の確保等に関する法律」（肥料法）に基づく肥料の確認について』を参照の上、支援金の対象かどうかの確認を実施してください。
※取組実施者が1枚作成し提出するもので、参加農業者ごとに作成する必要はありません。

★県協議会でも肥料法に基づく肥料かどうかを審査しますので、手書きで構いませんので注文票や請求書に肥料の正式名称や会社名等を記載してください。（審査がスムーズに行われるよう、可能であれば登録番号等を記載くださいますようお願いいたします。）

(2) 市町村等の独自補助金との調整について

- ・肥料価格高騰対策事業以外に市町村等から同様の補助金が交付されている場合は、支援額の調整が必要になります（Q&A問5-8のとおり）。

調整の対象となる事業：肥料価格高騰対策事業における肥料高騰分（国が示す価格上昇率を基に計算）の1.5割を超える事業^{注3}

注3：県では「みやぎの肥料価格高騰対策事業費補助金」を、国が実施する「肥料価格高騰対策事業」（上昇分の7割）に上乗せ（上昇分の1.5割）して補助しますので留意願います。

以下の事業例は調整の対象外です。

- 営農面積当たりの定額を支援する補助事業
- 農薬・肥料・資材費等をまとめて支援する補助事業（個別の経費の色分けができないもの）

(3) 支援金の支払方法について

- ・口座による振込が基本ですが、振込口座を使用しない場合は、農業者が交付を受けたことが分かる書類（農業者の受領印や受領日がある一覧など）を整備してください。

記載例① 取組計画書の承認申請書【様式第1-1号】

様式第1-1号

番号簿を付けていない取組実施者は記載不要

●●第●●号
令和5年7月●日

宮城県農業再生協議会長 村井嘉浩 殿

所在地 仙台市○○○
取組実施者名 株式会社△△
代表者氏名 代表取締役 宮城 太郎

日付は必須
(発送日など)

押印不要

令和5年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の~~(変更)~~承認申請書

令和5年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成~~(変更)~~したので、宮城県農業再生協議会肥料価格高騰対策事業業務方法書第3条第1項に基づき、別添のとおり提出する。

(注) 様式第1-2号参加農業者名簿、化学肥料低減計画書、所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

※提出時に(注)や取消線部分は削除すること。

肥料価格高騰対策事業取組計画書—(取組実績報告書)—

秋肥分と春肥分両方を申請する場合は、それぞれ分けて当様式を提出してください。

秋用肥料分	春用肥料分	年間
	○	/

(注) 該当するものに○を付けること

第1 取組実施者の概要

取組実施者名	株式会社△△	
代表者の役職・氏名	代表取締役 宮城 太郎	
取組実施者の住所	〒■■■■-■■■■ 仙台市○○○	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	販売部 部長 宮城花子
	電話番号	×××-××××-×××
	E-mail	▲▲▲@~

第2 参加農業者の概要

様式第1-2号のとおり。

参加農業者数 (件)
5

取組実施者が法人の場合は「1」

第3 所要額

国事業 378,442 円 (秋用肥料分/春用肥料分/年間)

県事業 81,093 円 (秋用肥料分/春用肥料分/年間)

(注) 括弧内はいずれかを選択すること

第4 誓約・同意事項

取組実施者(参加農業者を含む)は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約するものとする。

忘れずに!

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。 2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。 3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合	✓

(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。

※提出時に(注)や取消線部分は削除すること。

記載例③ 参加者名簿【参考様式第 1-2 号】

様式第 1 - 2 号

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

支援予定額は（注）2の算出方法により算出した金額を記載してください。
 計算式ありの様式も HP に載せております。
 金額は円単位、小数点以下は切り捨てで記載願います。

No.	参加農業者 氏名 又は 法人・組織名	支援予定額（円）						総合計	
		秋用肥料（令和4年6月～令和4年10月購入分）			春用肥料（令和4年11月～令和5年5月購入分）				
		当年の肥料費	支援予定額		当年の肥料費	支援予定額			
			国事業分	県事業分		国事業分	県事業分		
1	A					180,000	26,000	5,571	31,571
2	B	100,000	14,444	3,095		550,000	79,444	17,023	114,006
3	C					330,000	47,666	10,214	57,880
4	農事組合法人D					1,120,000	161,777	34,666	196,443
5	有限会社E					440,000	63,555	13,619	77,174
集計	-	100,000	14,444	3,095		2,620,000	378,442	81,093	477,074

秋肥分も合わせて申請する場合は記載ください。

税込み金額で計算してください。

高騰率：秋肥・春肥ともに「1.4」

（注）

- 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
- 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。

$$\text{国事業分 支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率}) \div 0.9 \} \times 0.7$$

$$\text{県事業分 支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率}) \div 0.9 \} \times 0.15$$

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金（以下「地方自治体支援金」という。）が交付されている場合にあっては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。

なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金}) - \{ (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.3 \}$$

- 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
- 適宜、行を追加すること。
- 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

※法人が取組実施者となる場合
 構成員又は従業員（5人以上）の氏名を記載願います。
 金額は先頭行に記載してください。

参考資料 取組実施者の主な業務一覧

取組実施者（J A、肥料販売事業者等）の主な業務については、以下のとおりです。

申請関係			
		時期	業務
1	一回目申請 (秋肥)	令和4年9月下旬～	県農業再生協議会（以下、県再生協という。） ：「農業者向けパンフレット」等の通知
2			・参加農業者への周知 ・取組計画書のとりまとめ
3		令和4年10月6日	(国：価格上昇率の公表)→1.4
4		令和4年11月30日まで	・参加農業者の秋肥分（令和4年6月～10月）の低減計画書と肥料代金の領収書等を取りまとめて、県再生協に取組計画書を申請する。
5		令和4年2月～	・県再生協から支援金が交付された際は、参加農業者に速やかに支援金を支払う。
6		令和5年3月頃	・取組実績報告書を作成して県再生協へ報告する。
7	二回目申請 (春肥)	令和5年3月3日	(国：価格上昇率の公表)→1.4
8		令和5年7月31日まで	・参加農業者の春肥分（令和4年11月～令和5年5月分）低減計画書と肥料代金の領収書等を取りまとめて、県再生協に取組計画書を申請する。 ※秋肥分（令和4年6月～10月）の申請も可能。
9		令和5年11月頃～	・県再生協から支援金が交付された際は、参加農業者に速やかに支援金を支払う。
10		令和6年2月頃	・取組実績報告書を作成して県再生協へ報告する。
事業全体の実績関係			
1	とりまとめ・報告	令和5年12月上旬頃	・中間報告書を作成して県再生協に提出する。
2		令和6年10月頃	・参加農業者の低減実施報告書を取りまとめた上で、取組実施状況報告書を作成し、県再生協に提出する。
3		令和6年11月頃	(県再生協：現地確認（取組実施者の5%抽出）)
4		令和6年12月末	(県再生協：事業実施状況報告書及び評価報告書を農政局に提出)

参考資料 よくある質問

Q.同一世帯で農産物の販売者と伝票等の氏名とが異なる場合、どのように対応すべきか。

例：水稻は夫、野菜は妻が生産販売し、資材は夫が購入している場合 等

A.同一世帯だと分かる書類（住民票等）を添付することで確認します。

Q.系統と商系を分けて2取組主体で申請する場合の、低減計画書（実施報告書）及び低減実施報告書の作付面積の書き方について。

A.記載方法については国 Q&A 問 4-5（2）のとおりで、その申請において支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、取り組みを行う作物について記載し、その他の作物についてはまとめて「その他」として記載し、合計欄にはすべての作物の作付面積の合計を記入してください。

Q.対象期間内に購入した年中使うような養液肥料等は、いつまで使ったものが対象となるか。

A.1年分は対象となります。ただし、国 Q&A 問 5-16 にあるとおり、例えば対象期間の後に使用する肥料については、既に秋肥の支援金で対象としている期間分は対象となりません。

Q.注文時期及び価格の決定が期間内だが肥料の納品時期が8月などの期間外となった場合の考え方について

A.国 Q&A 問 5-16 のとおりです。期間内に価格が決定しているものであれば、令和4年度の同時期に使用した肥料代金を令和4年度の秋肥の対象としていない場合に限り対象となります。

※Q&A 問 5-16 の考え方について

例1：秋肥で8月～12月に使用する分を申請した場合、春肥で翌年の8月以降に使用する分は支援対象となりません。（前年度同時期に申請した肥料と使用時期が重なるため）

例2：1年分まとめて肥料を購入する場合は、注文票等を提出できる秋肥か春肥のどちらかでのみ申請が可能です。

Q.取組実施者に専用口座は必要か。

A.国 Q&A6-2 のとおりです。必ずしも専用口座である必要はありませんが、組織名義の口座を持つ必要があります。

申請書チェック票

申請前に、以下の項目が整理されているかチェックしてください。

チェック項目	チェック欄
① 取組計画書の承認申請書【様式第 1-1 号】	
別添の「秋用肥料分」、「春用肥料分」のチェックと参考様式第 1-2 号、様式第 2 号のチェックは整合性がとれている	<input type="checkbox"/>
② 参加者名簿【様式第 1-2 号】	
参加農業者が 5 人以上である。	<input type="checkbox"/>
肥料費の金額は「⑤所要額の算出根拠となる証拠書類」と一致している。	<input type="checkbox"/>
支援予定額は申請時の価格上昇率で計算している。	<input type="checkbox"/>
支援予定額は市町村等の独自補助金との調整が必要な参加農業者については調整して計算している。	<input type="checkbox"/>
③ 「肥料の品質の確保等に関する法律」（肥料法）に基づく肥料の確認について	
チェック欄に✓を入れ取組実施者名を記載している。	<input type="checkbox"/>
④ 化学肥料低減計画書【参考様式第 1 号】	
「令和 4 年度又は令和 5 年度の取組」欄のうち、取り組めるもの 2 つに○を記入している。これまで既に取り組んでいるものについては、従来の取組の強化・拡大として 1 つ以上は◎を記入している。	<input type="checkbox"/>
既に大幅な低減を行っている（有機 JAS 認証取得者、特別栽培農産物（県認証）、環境保全米取組者、環境保全型農業直接支払交付金取組者）場合は、取組メニュー欄は空欄で、証拠書類をつけている。 また、取組む作物の過半で大幅な低減を行っていることを確認している。	<input type="checkbox"/> ※該当する場合
⑤ 所要額の算出根拠となる証拠書類	
予約注文したものは「注文票＋請求書」又は「注文票＋領収書」、対象期間内に予約注文なしで購入したもの（当用買い）は領収書（レシートでも可）が添付されている。 ※領収書やレシートで肥料の名称等が判断できない場合は肥料袋の写真（表・裏）を添付している。	<input type="checkbox"/>